

農業集落排水事業

事業名	農業集落排水事業		施設設置場所																		
事業主体	滋賀県東浅井郡びわ町		滋賀県東浅井郡びわ町																		
1 事 業 概 要	<p>(1) 事業内容】 町内 8施設の農業集落排水処理施設から発生する汚泥をコンポスト化し、農地還元する。</p> <p>事業実施計画】 平成元年度 :建設工事着工～完成 平成 2年度 :供用開始</p>																				
(2) 変 換 対 象 物	種類	量	(含水率98%)																		
<table border="1"> <tr> <td>1. 集排污泥</td><td>5.76m³/日</td><td>(含水率98%)</td></tr> <tr> <td>2.</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>3.</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>4.</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>5.</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>小計 (コンポスト化)</td><td>5.76m³/日</td><td></td></tr> </table>			1. 集排污泥	5.76m ³ /日	(含水率98%)	2.			3.			4.			5.			小計 (コンポスト化)	5.76m³/日		
1. 集排污泥	5.76m ³ /日	(含水率98%)																			
2.																					
3.																					
4.																					
5.																					
小計 (コンポスト化)	5.76m³/日																				
<table border="1"> <tr> <td>種類</td><td>該当対象物の集荷エリア</td></tr> <tr> <td>1. 集排污泥</td><td>町内の農集排処理施設</td></tr> <tr> <td>2.</td><td></td></tr> <tr> <td>3.</td><td></td></tr> <tr> <td>4.</td><td></td></tr> <tr> <td>5.</td><td></td></tr> </table>			種類	該当対象物の集荷エリア	1. 集排污泥	町内の農集排処理施設	2.		3.		4.		5.								
種類	該当対象物の集荷エリア																				
1. 集排污泥	町内の農集排処理施設																				
2.																					
3.																					
4.																					
5.																					
<p>計画規模 第 1期 : 集排污泥 0.45m³/日 (含水率35%)</p>																					
(3) 変 換 プロ セス	<p>基本変換技術】 コンポスト化 :ユニチカ株式会社のユニチカ式汚泥コンポストシステム(多段矩形落とし戸式)</p> <p>構成・要素技術】 構成機器 :混合機、回転棚 3段式発酵乾燥機、造粒機、汚泥ホッパー、モミガラホッパー、プロア、ヒーター等 要素技術 :脱水助剤に植物に有益なキトサンを使用している。さらに肥料としての効果を上げるために油粕を副資材として使用している。</p> <p>技術の熟成度】 平成 2年 4月より、12年以上の安定した運転実績を有する。</p>																				
(4) 事 業 の 枠 組 み	<p>施設整備事業費とその財源】 施設建設費 約 1億 9000万円 財 源 施設建設費の 50% が国庫補助、県費 15% 補助 残りの財源は、市町村 35%</p> <p>総事業費とその費用構成】 施設建設費約 1億 9000万円の他に、維持管理費などに年間約 1500万円を要する。 (事業期間で平均的に試算)</p> <p>事業収支構造】 事業収入 :びわコンポ売上金約 50万円、不足分は一般財源で補填 事業支出 :修繕費が約 500万円、人件費が約 600万円、 光熱費・消耗品費が約 300万円</p> <p>事業収支】 ・収入は、一般会計繰入金と諸収入で約 1500万円となる。 ・支出は、修繕費約 500万円、人件費約 600万円、光熱費・消耗品費等約 300万円</p>																				

2 事業化および事業展開面での課題や同種事業の促進方策

(1) 事業化の経緯とポイント

【経緯】:

昭和56年に農村基盤総合整備事業に基づき8地区(23集落)を選定し、同年「美浜地区」を着手、平成4年10月に「難波地区」が最後に完成した。

昭和63年度に汚泥処理施設の実施設計をし、平成元年度に工事に着工、同年度末に完了した。

【ポイント】:

汚水処理施設やコンポスト施設の管理を町直営で行っている。

(2) 変換対象物の集荷の仕組み

移動脱水車により脱水した脱水ケーキを2ダンプで搬入する。

(3) 事業化に至る関係者の意思形成

町内に設立委員会を設立し、立地位置を検討(昭和60~61年度)

説明会の開催(昭和60~62年度):事業への理解と協力を目的に周辺住民を対象に説明会を開催。

(4) 主要要素技術とその制度面での対応 / 技術課題

多段矩形落とし戸式汚泥コンポストシステムを採用。脱水助剤に植物に有効なキトサンを使用し、また肥料としての効果を上げるために油粕を副資材として使用している。

(5) 変換製品の種類とその販路(利用先)確保の仕組み

コンポスト製品は造粒機でペレット状にして袋詰めし、10キロ詰め1袋150円で販売している。予約制であるが、希望者が多く生産が追いつかない状況である。

(6) 施設整備などの財源の確保方策

農水省「農業集落排水事業」の補助対象として、施設建設費の50%国費補助、15%県費補助である。

(7) 事業経営見通しと採算面でのポイント・課題

生産量が需要に追いつかない状況であり、広域的な施設の拡大整備が課題である。

(8) 現行事業経営面での課題と対応方向

事業対象量を拡大した場合の設備増強。(発生汚泥量が計画時より多く発生し、又、施設の運転日数の減少により、全量を処理することができないため。)

現況汚泥処理フロー

